

5 福祉と健康

施策22 福祉のまちづくりの推進

■ 目指す姿

福祉における制度の枠組みを超え、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が支え合う体制・環境を実現することで、互いに助け合いながら安全・安心な生活を送ることができるまち

■ 現状

- バリアフリーの推進、避難行動要支援者への支援、権利擁護事業の推進、福祉オンブズマン制度や福祉サービス第三者評価の普及など福祉サービスの情報発信、サービスの適正化など、福祉のまちづくり対策を実施しています。
- 民生委員・児童委員や関係機関などの地域資源との連携による地域での生活を支える仕組みづくりの推進など、包括的支援体制の構築を図っています。
- 地域活動参加のきっかけづくりの推進、社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉団体との連携強化など、地域活動の活性化を図っています。
- 健康で文化的な生活を全ての市民が送れるよう、生活保護制度に基づく支援を適切に行っています。
- 自立した生活を確立するため、生活困難者に対する就労の支援を推進しています。
- 生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っています。

■ 課題

- 民生委員・児童委員の担い手不足への対応が必要です。
- 避難行動要支援者支援体制の構築が必要です。
- 成年後見制度の利用の促進が必要です。
- 適切な生活保護制度の実施が必要です。
- 生活困窮者への支援強化が必要です。

■施策の方向性

①民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、連携して高齢者などの見守りを充実していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。

②避難行動要支援者支援

避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び普及啓発、災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。

③市民参加と協働の周知への取組、地域福祉を担う人材の活動支援

幅広い世代が地域福祉や支援に参加できるようにする仕組みの構築を検討します。また、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするため、支援方法を検討します。

④成年後見制度の利用促進

法令に基づいて成年後見制度利用促進基本計画を策定し、更なる成年後見制度の利用促進のための体制づくりに取り組みます。

⑤生活の保障

全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度に基づいて、支援が必要な方を対象にして適切かつ公正な支援を行っていきます。

⑥地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化

生活困窮者の支援に関し、関係課、関係機関及び地域との情報共有に努め、現状把握とそれに対応した支援体制の連携強化を進めます。

⑦福祉総合相談窓口における支援体制の充実

福祉総合相談窓口においては、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題の解決に向けた支援の体制を充実させます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
困った時に地域で助け合える関係性を持っている市民の割合(アンケート)	46.1%	80.0%
地域福祉計画の達成率	40.0%	80.0%

施策23 高齢者の生きがいの充実

■ 目指す姿

高齢者の地域での社会参加を促進することで、生きがいを持ち続け、安心して暮らせるまち

■ 現状

- 地域社会とつながりを持ち、無理なく就労を望む高齢者に対し、シルバー人材センターを案内することで、高齢者の適性と能力に応じた就労機会を確保しています。また、将来のシルバー人材センターの機能移転を見据え、活動拠点を検討しています。
- 悠友クラブ(老人クラブ)への助成を通じ、生きがいを高める活動、健康づくり事業などを支援し、高齢者の社会参加の活性化を図っています。
- 各種事業や給付により、高齢者が豊かな老後を過ごすことができるよう、高齢者の自立生活の支援や仲間づくり、介護予防を図るとともに生きがいと健康増進の諸活動を推進しています。
- 元気な高齢者が高齢者福祉施設などでボランティアをした際に、さくらカードと交換可能なポイントを付与する介護支援ボランティアポイント事業を実施して、活動を促進しています。
- 高齢者が知識や経験をいかし、地域社会の担い手として他世代と共に活動できる様々な場と機会の充実を図っています。

■ 課題

- シルバー人材センターのサービス需要を意識した就労機会の創出が求められます。
- 悠友クラブ(老人クラブ)の会員数確保に向けた更なる支援が必要です。
- サービス、事業の利用者、ボランティア活動の促進が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 高齢者の社会参加による地域の担い手の確保

高齢者に対し、シルバー人材センターを活用して就労及び地域貢献活動をしていただくことで、社会参加、生きがいづくりを促すとともに、高齢者の知見、経験を地域づくりにより活用できるよう、地域の担い手の確保に努めます。

② 高齢者の生きがいづくりへの支援

悠友クラブ(老人クラブ)への助成を継続実施することで諸活動を支援します。また、高齢者いきいき活動の一層の充実により、超高齢社会において高齢者が明るく、豊かに、前向きに過ごせるような環境づくりを支援します。

③ 自立のための環境づくりと活動できる場所や機会の拡大

高齢者自立支援住宅改修給付事業及び日常生活用具給付事業の利用促進を図り、高齢者が自立して生活することのできる環境を整えます。また、生きがいを持って生活するために、地域のボランティアとして活動できる場所や、生きがいのための活動機会を拡大します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で社会活動・ボランティア活動に参加したことがある高齢者の割合(アンケート)	29.9%	35.0%
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の達成率	—	80.0%

施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実

■ 目指す姿

医療や介護の専門職だけではなく市民主体の生活支援の取組なども支援することで、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活が続けられ、いつまでも自分らしく暮らすことができるまち

■ 現状

- 健康生活づくりの推進のため、小金井さくら体操(小金井市介護予防体操)の参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて取り組んでいます。
- 在宅生活支援の充実のため、地域包括支援センターを高齢者福祉向上のための拠点とし、同センターの安定的な運営を支援しています。また、高齢者保健福祉サービスの充実や住まいに関する支援体制の整備を図っています。
- 認知症の方やその介護者への支援として、地域で支えるまちづくりのための周知活動・支援者養成、対象者に対する直接的なサービス給付及び家族など介護者の負担軽減につながる事業などを実施しています。
- 生活支援体制を整備するため、地域課題の抽出や課題に対する解決策を検討するとともに、高齢者の居場所となるカフェ・サロンなどの地域資源の開発・周知を実施しています。
- 高齢者権利擁護のため、関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用などを推進しています。
- 民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者などの地域資源と連携し地域での生活を支える仕組みづくりを推進するなど、包括的支援体制の構築を図っています。
- 日本年金機構と連携し、制度改正に迅速に対応した国民年金手続きなどに伴う窓口・相談体制の充実を図りました。

■ 課題

- 各種事業に関する市民の認知度向上が必要です。
- 高齢者施策について分野を超えた取組が必要です。
- 2040年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。
- 日本年金機構・年金事務所との連携が必要です。

■施策の方向性

①介護予防や自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立した生活の継続のため、健康教育、小金井さくら体操を始めとした通いの場などへのオンラインも含めた参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

②地域包括支援センターとの連携強化及び運営支援

高齢者福祉向上のための拠点として機能を発揮するため、関係機関との連携を強化し、運営協議会などを活用しながら業務の見直しを行い、地域包括支援センターの機能強化と負担軽減などを図ります。

③関係機関との連携推進

在宅生活を安心して継続できるようにするため、医療・介護連携について市医師会などの協力を得てデジタル技術の活用や多職種連携研修などの実施により推進します。

④地域ケア会議の開催・活用

地域包括ケアシステムを基軸とする生活支援体制の整備などを進め、生活圏域ごとの課題抽出や市レベルの政策課題の提言を求めため、個別・小地域・市レベルと重層的に地域ケア会議を開催します。

⑤年金受給者の諸手続の利便性向上に向けた取組の推進

日本年金機構との法定受託事務、協力連携事務以外でも市民の利便性に繋がる諸手続などを受付できるよう検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
高齢者が暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	41.2%	50.0%
認知症サポーター養成者数	6,751人	8,850人

写真等

写真等

施策25 障がい者福祉の充実

■ 目指す姿

障がい者の生活・就労支援、地域における交流の場を設けることへの支援を通じ、障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳ある一人の市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合うことにより、安心して暮らしていけるまち

■ 現状

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年10月に障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を施行しています。
- 市民一人ひとりが福祉に対する理解を深められるよう、様々な啓発活動などに取り組んでいますが、日常的に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会が少ない状況です。
- 障害者就労支援センターなどを通じて一般就労の促進に努めていますが、障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査では18～29歳までの正規雇用を希望している人は半数弱であり、実際に正規雇用をされている人は2割強しかおらず、少ない状況です。
- 子どもの能力や発達状態に適した指導を実施していますが、関係機関による就学相談や進路相談などの相談体制の充実、周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしていくことが望まれています。
- 居住生活の支援をするサービスのニーズが高く、障がいの重度化、高齢化、親亡き後を見据え、安心して暮らし続けるための基盤の充実が望まれています。

■ 課題

- 共生社会実現に向けた意識の啓発が必要です。
- 障がい者の就労支援が必要です。
- 障がいのある子どもが地域で暮らし続けるための関係機関の連携が必要です。
- 地域生活支援拠点などの整備が必要です。

■施策の方向性

①市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

地域に住む全ての人(障がいのある人もない人も)が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がいの特性や障がいのある人を理解し交流できる福祉の意識づくりを推進します。

②障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

障がいのある人自身が社会活動や就労へ積極的に参加でき、一人ひとりの能力と意思がいかされるよう、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりを目指します。

③障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がいのある人やその介護者の高齢化や重度化そして「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点などの整備を行う一方で、障がいの発生時期や原因は様々であるため、医療・保健とも連携し、疾病や障がいの早期発見や、適切な治療・リハビリテーションを行うことで、障がいの予防や軽減を目指します。

④誰もが気持ち良く共に暮らせる環境づくり

障がいのある人を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、自由に社会参加できる、障がいのある人にやさしいまちづくりをすることで全ての人が住みやすいと思えるまちを目指します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	29.0%	55.0%
障害福祉計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策26 健康の維持・増進

■ 目指す姿

生活習慣病と健康づくりに関する正しい情報の普及と共有や、医療体制を強化することにより、私たちが生涯を通じて健康的で質の高い生活を送ることができるまち

■ 現状

- がんの早期発見のため、受診機会を拡大し、利便性を向上するとともに、特定健診の案内にがん検診の案内を同封するなど、受診の促進に向けての周知の徹底に努めています。
- 生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及及び健康的な生活習慣の実践と継続の促進を図るため、独自健診、健康づくりフォローアップ指導や健康講演会及び健康相談を実施しています。
- 乳幼児期から高齢期まで歯の健康を保つため、乳幼児歯科相談室、妊婦歯科健診、成人歯科健診、口腔機能評価を実施しています。
- 妊娠中の不安解消や、母子の健康を守るため両親学級や妊婦面談、妊婦健診などを実施しています。出産後は新生児訪問や乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の発達を確認しています。
- 地域の医療機関の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療、休日準夜診療体制を維持しました。令和元年度からは、休日薬局の委託を開始しています。
- 国民健康保険データヘルス計画・国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、保健事業を実施し、被保険者の健康維持・増進を図っています。
- 後期高齢者医療制度として、生活習慣病の重症化予防及び被保険者の健康保持・増進を目的とした健康診査事業を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、医療従事者支援や発熱者検査センターの設置などの取組を進めています。

■ 課題

- 母子保健活動の充実が必要です。
- 関係団体と連携し、市民の健康維持・増進を推進する体制づくりが必要です。
- より良い生活習慣のため、食生活と歯の健康の充実と保健事業の利用促進が必要です。
- 健診(検診)などの参加者の増加に向けて実施体制の強化及び周知方法の改善が必要です。
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的運営が必要です。

●感染症の大流行への対応が必要です。

■施策の方向性

①母子保健活動の充実

市民の健康づくりを推進するとともに、母子保健分野においては安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指すために保健活動を充実させます。

②医療体制及び相談体制の充実

誰もが安心して医療を受けることができるよう医療体制を充実させます。また、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

③保健事業の充実

生活習慣病予防と重症化予防のため、各種健康診査・保健指導、がん検診、食育やその他保健事業の充実に努めるとともに、予防接種事業など感染症予防を進めます。

④健診(検診)情報の発信

健康診断などの更なる受診につなげるため、効果的で機会を捉えた周知・勧奨を実施します。

⑤医療保障制度の充実

安心して医療を受けることができるように、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全で安定した財政運営に努めます。

⑥感染症の大流行への対応

感染症の大流行が発生した際、市民の生命及び健康を保護するため、医師会などの関係機関と連携し、感染症対策を着実に推進します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自身は健康であり、日常生活に支障はないと感じる市民の割合(アンケート)	75.8%	80.0%
食育の取組で、主食・主菜・副菜がそろっている栄養バランスの取れた食事に気を付けている市民の割合(アンケート)	80.8%	90.0%
定期的に地域・職場などの健康診断を受けている市民の割合(アンケート)	86.5%	90.0%